

九州大学適正な研究活動推進委員会規程

平成26年度九大規程第174号

制定：平成27年 3月31日

(趣旨)

第1条 この規程は、九州大学教育研究評議会規則（平成16年度九大規則第6号）第7条第2項の規定に基づき、適正な研究活動推進委員会（以下「委員会」という。）の組織、議事その他必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 適正な研究活動を実施するための研究倫理教育及び啓発活動の実施に関すること。
- (2) 不正行為（国立大学法人九州大学の適正な研究活動に関する規程（平成21年度九大就規第14号。以下「適正規程」という。）第2条第2号に規定する不正行為をいう。以下同じ。）に関する調査・審議、部局との連絡調整及びその他必要な措置の実施に関すること。
- (3) その他適正な研究活動の実施に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 理事、副学長及び副理事のうちから総長が指名する者 若干人
- (2) 教育研究評議会評議員のうちから総長が指名する者 若干人
- (3) 学外の有識者 若干人
- (4) その他総長が必要と認めた者

2 前項第2号から第4号までの委員の任期は、2年とする。

ただし、委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前項の委員は、再任されることができる。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、前条第1項第1号の委員のうちから総長が指名する者をもって充てる。

2 委員長は、委員会を主宰する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する者がその職務を代行する。

(調査部会)

第5条 適正規程第13条第1項に定める本調査を実施するため、調査部会を置くものとする。

(議事)

第6条 委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、議事を開き、議決をすることができない。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員会が必要であると認める場合は、委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(事務)

第8条 委員会に関する事務は、事務局各課及び関係部局の協力を得て企画部学術研究推進課において処理する。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、委員会において定める。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。